

くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業 (人材育成事業) 補助金 公募要領

1 事業の概要

熊本県では、県南地域の豊富な農林畜水産物を活かし、6次産業化による高付加価値化を図るとともに、食関連の研究開発機関や企業等を集積させる「くまもと県南フードバレー構想」により、地域活性化を目指す取組みを進めています。

そこで、本事業では、燃油・資材価格高騰の影響を大きく受けている、くまもと県南フードバレー推進協議会会員（以下「会員」という。）を緊急的に支援するため、意欲ある経営者を対象とした、資質向上を図る講義を開催し、経営者が明確な経営ビジョンを掲げ、その実現ができるよう支援するとともに、塾生相互間のネットワークの形成を図ることにより、将来の県南地域を牽引する人材の育成と体制づくりを進め、ひいては会員の収益改善につなげることを目的としています。

2 補助対象事業者及び補助率

- (1) 補助対象事業者 民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体
- (2) 補助率 定額（上限 6,600 千円／者）
- (3) 採択者 1 事業者

3 補助対象事業

- (1) 人材育成のための講義の開催に要する経費
 - ・経営人材の資質向上に資する講義、ケーススタディ、企業視察、フィールドワーク等（講義等開催 7 回以上、受講生 10 人以上）の実施に係る経費
 - ・事業の実施及び成果の情報発信（2 回以上）に係る経費
 - ・受講生の課題解決につながるフォローアップ（2 回以上）に係る経費
- (2) ネットワーク形成のための交流会開催等に要する経費
 - ・受講生間のネットワーク形成に資する交流会等の開催（1 回以上）に係る経費
 - ・受講生と「くまもと県南フードバレー経営塾」卒塾生等とのネットワーク形成を期待できる交流会等の開催（1 回以上）に係る経費
- (3) その他、人材の育成と体制づくりを目的とした取組みに要する経費

※（1）～（3）の事業については、くまもと県南フードバレー推進協議会と連携して実施すること。

4 補助対象経費に掛かる留意事項

- (1) 補助対象経費
補助対象となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとなります。

- ア. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ. 補助対象期間中に契約・支払いが完了した経費
- ウ. 証拠資料等によって支払金額及びその内訳が確認できる経費

(2) 対象外となる経費について

- ・国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容が重複するもの。
- ・交付決定前に発生した経費及び令和9年3月19日以降に支払いが完了した経費
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費や電話代等
- ・補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続きに係る費用
- ・施設整備等に係る経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得費用等（パソコン、プリンター、タブレット端末、ウェアラブル端末、家庭及び一般事務用ソフトウェア等）
- ・経費の支払い時に発生する振込手数料、代引き手数料（ただし、経費の支払先が振込料を負担した場合、その金額分の値引きがあったものと見なし、値引き後の額を補助対象とする）
- ・消費税及び地方消費税
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用（ホテル宿泊時の食事含む。ただし、交流会等に要する経費は除く）
- ・本事業に使用したのものとして明確に区別できない経費
- ・その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

5 応募方法

(1) 提出書類（以下の書類を5部、郵送または持参にて提出してください）

- ・要望書
- ・事業実施計画書（別記様式第1号）
- ・添付書類
 - ① 事業経費内訳書（別添1）
 - ② 誓約書（別添2）
 - ③ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）
 - ④ 定款の写し（資料がない場合は、組織の代表者、規約等の分かる資料）
 - ⑤ 直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）
 - ⑥ その他補足資料

(2) 提出先・問い合わせ先

〒869-4201 熊本県八代市鏡町鏡村 363

熊本県農業研究センターアグリシステム総合研究所 フードバレー推進室

電話：0965-52-1020

E-mail: noukensougou@pref.kumamoto.lg.jp

(3) 提出締切り

令和8年(2026年)4月30日(木) 17時 ※必着

6 スケジュール案

| | |
|-----------------|--|
| 1. 説明会 | 令和8年4月14日(火) 9時 ※参加は任意です。参加を希望する場合は、5(2)の問い合わせ先に御連絡ください。 |
| 2. 事業実施計画書の提出 | 令和8年4月30日(木) 17時 ※必着 |
| 3. 審査 | 令和8年5月19日(火) (予備日: 令和8年5月21日(木)) ※個別に20分以内の事業計画内容説明を行っていただきます。計画書等を取りまとめの後、開始日時や準備物を個別にお知らせします。なお、災害その他やむを得ない事情等により審査会の日程を変更する場合があります。 |
| 4. 内定(採択・不採択通知) | 令和8年5月中旬頃(予定) |
| 5. 交付申請書提出 | 令和8年5月下旬頃(予定) |
| 6. 交付決定(事業開始) | 令和8年6月上旬頃(予定) |
| 7. 実績報告(事業完了) | 令和9年3月12日(金)まで |
| 8. 補助金支払い | 令和9年3月下旬 ※必要に応じて概算払を行います。 |

7 審査基準等

(1) 審査基準

以下の項目について審査し、採択事業者を決定します。

- ◆事業の実施が可能である事業主体であり、事業遂行上の人的・物的体制が十分に整っており、期間内に事業を円滑に遂行できるか
- ◆人材育成に資する講義を実施することができるノウハウを有する又は専門家を招聘することができるか
- ◆事業計画内容は本事業の趣旨に沿って立てられているか
- ◆講義はより実践的な内容のものとなっているか、回数は適切か
- ◆ネットワーク形成のための交流会等は、参加者、開催場所、開催時期等が適切か。また、ネットワーク形成に資する効果的な実施とするための工夫があるか
- ◆受講生へのフォローアップは効果的なものであり、講義後の受講生にとって有

益となる工夫があるか

- ◆事業における取組みや成果に関する情報発信の手段は効果的なものか
- ◆予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか

※審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 通知

審査結果及び交付申請の手続きにつきましては、アグリシステム総合研究所フードバレー推進室から通知いたします。

8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきましてご了承ください。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の30%を超える増減や事業実施主体を変更する場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。